

令和8年度版

伊勢崎市環境まちづくり推進補助金

(環境保全活動事業、環境啓発・教育事業)

交付の手引き



— 伊勢崎市 —

令和8年4月1日作成

目次

1	伊勢崎市環境まちづくり推進補助金について.....	1
2	補助金の申請について.....	2
	(1) 本補助金の狙い.....	2
	(2) 補助の対象となる者.....	2
	(3) 申請受付期間.....	3
	(4) 補助金交付決定状況の公表.....	3
	(5) 補助対象事業.....	3
	(6) 補助対象経費.....	4
	(7) 補助金の額.....	5
	(8) 申請から補助金支払までの流れ.....	6
	① 申請.....	6
	② 審査.....	6
	③ 交付決定.....	7
	④ 交付決定を受けた事業の公表.....	7
	⑤ 補助対象事業の事業計画の変更等.....	7
	⑥ 実績報告.....	8
	⑦ 補助金の額の確定.....	8
	⑧ 補助金の支払.....	8
	⑨ 補助金の返還.....	8
3	補助対象者への支援.....	9
4	その他留意事項.....	10
	(1) 留意事項.....	10
	(2) 問合せ先.....	11

1 伊勢崎市環境まちづくり推進補助金について

この補助金は、市民団体や事業者などが自主的に行う環境まちづくりに資する事業に補助金を交付するものです。

本市は、「あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち」を環境政策のゴールとして掲げています。

また、脱炭素に限定せず、本市の全ての政策や事業について環境に配慮する「いせさきGX」を提唱し、「環境のまち」日本一を目指しています。

これらの目標を達成するには、行政主導ではなく、市民団体や事業者の皆様が積極的に環境保全に係る自主的活動を実施し、市民が主役の環境まちづくりを推進していく必要があります。

本手引きは、市民団体や事業者の皆様が、自ら企画及び実施する環境まちづくりに資する事業の経費の一部を補助する、「伊勢崎市環境まちづくり推進補助金」について、申請方法や留意事項を定めたものです。

多くの皆様からのご応募をお待ちしております。

私たち行政と一緒に、困難ではあってもわくわくする航海に乗り出していきましょう。

いせさき GX とは

いせさき GX とは、環境問題の解決に向けた社会や個人の取り組みを一層加速させる、市独自の変革を表す言葉です。

市独自のGX(グリーンTRANSフォーメーション)を「いせさきGX」として、市が進める全ての施策や事業に「環境配慮」を取り入れ、市の取り組みのどこを取っても環境に配慮されたものとして進めていくことを目指します。



このロゴマークは、「いせさきGX」を推進していくために作られたものです。

環境に関連したイベントでは、ロゴマークを用いたノベルティを配布しております。

2 補助金の申請について

(1) 本補助金の狙い

本補助金は、資金の支援という形で、市民団体や事業者の皆様が自主的に行う環境まちづくりに資する活動が新たに生まれることや既存の活動が活発になることを応援するとともに、その活動や事業に多くの市民が参加して、「あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち」を実現することを目指します。

また、これを機に、様々な市民団体や事業者が新たに手を携えて協働することで、結束や絆が深まり、「環境のまち」日本一の伊勢崎市を創る広がりのある事業展開が生まれることも期待しています。

(2) 補助の対象となる者

所在地又は主な活動場所が伊勢崎市内である市民団体、各種民間団体等（以下、「団体」という。）とします。

なお、市から団体の運営費に対する補助金を受けている団体も対象としますが、申請を予定する事業に対し、市から本補助金以外の何かしらの補助金を受ける予定である場合は、対象とはなりません。

※団体の法人格の有無は問いません。

※団体の構成員における、市内在住、在勤もしくは在学する人が占める割合は問いません。

市民団体、各種民間団体等の例
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人等の公益法人、ボランティア団体、行政区、子ども会、老人クラブ、〇〇実行委員会、PTA、〇〇サークル、大学、短期大学、専門学校、高等学校や中学校、小学校の部活動チームやサークル、学生団体、企業（CSR、ESG）等
補助の対象外となる者の例
・政治活動又は宗教活動を目的とする団体 ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有している団体

(3) 申請受付期間

【環境保全活動事業】

令和8年4月1日（水）～令和8年5月13日（水）

※令和9年2月26日（金）までに実績報告書を提出できる事業に限ります。

※受付期間後に一括して審査を実施し、優れた事業を選定した上で、予算の範囲内で交付決定する予定です（6月下旬を予定）。

※予算に余剰がある場合は、再度の募集を行います。

【環境啓発・教育事業】

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

※受付順に審査を実施し、予算の範囲内で順次交付決定いたします。

※予算がなくなった場合は終了となります。

(4) 補助金交付決定状況の公表

補助金を交付決定した補助事業等の名称、目的及び内容、その団体名及び交付決定金額を順次公表しますので、申請を予定される団体は、予算残額を確認してください。

(5) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる①～⑤のいずれの要件も満たす事業とします。

【要件】

- ① 伊勢崎市環境まちづくり推進補助金の趣旨に合致する事業
- ② 令和9年2月26日までに実績報告書を提出できる事業
- ③ 原則として、伊勢崎市内で行われる事業又は伊勢崎市民を対象とした事業
- ④ 団体が自ら主体的に実施する事業
- ⑤ 交付決定後に着手する事業

補助対象外事業
<ul style="list-style-type: none">・ 公序良俗に反する、又は反する恐れがある事業・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になる恐れのある事業・ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業

<ul style="list-style-type: none"> • 市の信用又は品位を害し、又は害する恐れのある事業 • 営利を主たる目的とする事業 • 備品の購入を主とする事業 • 事業実施について、伊勢崎市から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業 <p style="margin-left: 20px;">＜他制度による補助等の例＞</p> <p style="margin-left: 40px;">伊勢崎市子ども会育成会連絡協議会補助金 など</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他、市長が適当でないとした事業

(6) 補助対象経費

補助対象経費	
区分	補助対象となる経費
報償費	講師、出演者等への報償、謝礼 ※団体の構成員に対する講師料等は除きます。
旅費	講師、出演者等の交通費及び宿泊費 ※団体の構成員に対する交通費は除きます。
消耗品費	事業実施に必要な事務用品、材料等の購入費等 ※金券、景品、ノベルティ、記念品等は除きます。
食糧費	参加者やボランティア等への飲み物やお弁当 ※補助対象経費の10%以内（熱中症対策に係る物は除く）。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費等 ※団体の構成員に配付する記念誌的な物は除きます。
燃料費	事業実施に係る燃料費
修繕費	事業実施に係る工事費や修繕費
通信運搬費	事業実施に係る郵便料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等 (火災保険及び地震保険等の家屋にかかる保険料は除く。)
委託料	駐車場警備費、会場設営費等で外部に委託した費用 ※事業全ての委託は不可
工事費	事業実施に係る工事費
使用料及び賃借料	会場使用料、各種機材レンタル料等 ※家賃（敷金、礼金を含む。）は除きます。
備品購入費	事業に必要な備品の購入費 ※備品の購入が主となる場合は対象外
その他	事業実施に必要な上記以外の経費で市長が認めたもの

補助対象外経費	
	<ul style="list-style-type: none"> • 団体の運営に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費 • 団体の構成員に対する報酬、給与、手当、交通費 • 領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費 • 交付決定前に契約した経費や支出した経費 • ノベルティや参加記念品などの経費 • その他、社会通念上適切でないと認める経費

(7) 補助金の額

- ① 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、下記の表のア及びイに掲げる事業の区分に応じて、同表に掲げる補助上限額と比較して、小さい方の額とします。

ア 環境保全活動事業	
募集する事業	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に関する拠点づくり事業 • 環境に関する課題を解決する事業 • 地域の環境に関する調査事業 • 先進的な環境関連技術の実証事業
補助上限額	50万円
事業例	<ul style="list-style-type: none"> • 耕作放棄地、空地などへの植栽等による地域づくり事業 • 環境美化活動による障害者や高齢者の居場所づくり事業 • 地域猫活動や保護猫の譲渡会 • 外来生物の駆除や在来生物の保全活動 • 池沼のかいぼりなどによる環境保全事業 • 生物調査などの環境調査事業 • 先進的環境保全設備の実証実験事業 <p style="text-align: right;">など</p>

イ 環境啓発・教育事業	
募集する事業	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に関する講演会事業 • 環境に関するイベント事業 • 環境に関する体験ができる事業
補助上限額	10万円

事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を対象とした講演会 ・ 市内企業を対象としたシンポジウム ・ 市民を対象とした環境フェア ・ 市民や市内企業を対象とした環境美化イベント ・ スポ GOMI など環境と他分野を組み合わせたイベント ・ 自然体験学校、自然観察会、農業体験、生物の飼育体験等 ・ 環境配慮製品等の展示会 <p style="text-align: right;">など</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ② イベント参加料や商品販売料など、事業の実施に伴い収入が生じるときは、
 $\{ (補助対象経費の総額) - (事業で得た収入額) \} \times 2/3 = (補助交付額)$
とします。なお、当該額が、①の補助上限額を超える場合には、当該上限額を補助交付額とします。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(8) 申請から補助金支払までの流れ

① 申請

補助金の交付を希望する場合は、次の書類を提出（持参、郵送又はEメールによる。）してください。

ただし、オがない場合は不要です。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ 収支予算書（様式第4号）
- エ 会員名簿
- オ 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- カ カタログ又は見積書の写し（備品購入がある場合）
- キ 見積書の写し（工事又は修繕がある場合）

② 審査

「伊勢崎市環境まちづくり補助金交付要綱」に基づき、次の表に定める審査基準に則って審査を行います。

なお、「環境保全活動事業」は、外部組織による意見聴取を実施し、事業を選定した上で交付決定する予定です。外部組織による意見聴取に先立ち、事業内容についてのヒアリングを行うことがあります。

「環境啓発・教育事業」は、原則として書面にて審査を行い、申請受付順に交付決定

を行います。事業内容の聞き取りを行う可能性があります。

【審査基準】

審査項目	審査のポイント
事業の目的	伊勢崎市環境まちづくり推進補助金の趣旨に沿っているか。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none">• 本市の環境保全等に資するものか。• 対象者が極めて限定的となっていないか。• 独創性、新規性があるか。• いせさき GX の視点が含まれているか。• 申請団体が、主体的、積極的に事業を企画、運営、実施できるか。• 実施事業の規模、事業予算、実施体制が適切か。• スケジュールが適切で事業実施が可能となっているか。• 既存事業として実施していないか。
PR方法	広く呼びかけるPR方法になっているか。
効果	効果が期待できるか（費用対効果が認められるか。今後の活動につながるものであるか。）。

③ 交付決定

審査の結果、内容が適正であると認められた場合は、「交付決定通知書（様式第5号）」により通知します。

④ 交付決定を受けた事業の公表

本補助金の交付決定を受けた事業は、次の事項を市ホームページに掲載します。

- 事業の名称
- 事業者名
- 事業の概要
- 事業の実施時期
- 補助金の交付決定額

⑤ 補助対象事業の事業計画の変更等

- 補助金の交付決定を受けた後に、事業の内容や予算等に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに、「補助金変更等承認申請書（様式第7号）」を提出してください。
- 審査の結果は、「補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第8号）」により通知し

ます。

⑥ 実績報告

補助事業の終了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

ア 実績報告書（様式第9号）

イ 収支決算書（様式第10号）

ウ 領収書の写し

※宛名は、補助金の申請者（団体名）と一致させてください。

※銀行振込等により、領収書が用意できない場合は、請求書及び振込内容が分かるもの（通帳のコピーなど）を合わせて提出してください。

エ 購入備品の写真又は工事・修繕等の経過のわかる写真

オ 補助事業の実施状況がわかるもの（当日の記録写真、チラシ等）

カ 補助金請求書（様式第12号）

※ 補助事業を中止した場合も、「補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第8号）」が交付されてから30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、「実績報告書（様式第9号）」を提出してください。

※ 事業完了前でも、場合により、実績報告とは別に状況報告を求めることがあります。

⑦ 補助金の額の確定

提出された実績報告書等を市が精査し、交付決定の内容と照らし合わせて審査します。審査の結果、実施内容が交付決定の内容と合致するときは、交付する補助金額を確定し、「補助金の額の確定通知書（様式第11号）」を送付します。

⑧ 補助金の支払

補助金の額の確定通知に基づき、市から指定の口座に補助金を振り込みます。

「請求書（様式第12号）」を提出してください。支払いは実績報告後とし、前払いはありません。

⑨ 補助金の返還

本事業は、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）に則り補助金を交付するものとし、補助金等の返還の必要が生じた場合は、同規則に基づいて手続きを進めますのでご注意ください。

次の場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。これは、補助金の額の確定通知を受けた後も同様とします。

補助金の交付決定又は額の確定が取り消しとなった場合で、既に補助金が交付され

ているときは、補助金を返還することとなります。

- ア 補助事業が中止された場合（災害など、やむを得ない理由がある場合は除く。）
- イ 申請者が、虚偽の申請をした場合
- ウ 本補助金を、交付決定を受けた事業以外の用途に使用した場合

3 補助対象者への支援

補助金の交付が決定した後に、事業を実施する団体の皆様に対し、必要に応じて以下の支援を行います。

- (1) いせさき GX の名称及びロゴの使用
- (2) 市のホームページ、市のSNSの公式アカウント、いせさき GX 通信[※]等による事業の周知
- (3) 本市の環境担当職員による事業実施に係る相談

いせさき GX 通信とは

伊勢崎市の環境に関する講座やイベントなど環境関連の情報を不定期にメールでお届けするメール配信サービスです。

本市の環境に関心のある人にピンポイントで本市の環境に関する情報を提供しています。



市
HP

いせさき GX 通信



4 その他留意事項

(1) 留意事項

- ① 本補助金は、単年の事業となります。次年度以降にも事業継続を希望される場合には、次年度以降も申請することはできますが、交付決定について他事業が優先される場合があります。
- ② 補助事業の実施において事故等が発生した場合は、事業実施団体が自ら解決してください。本市がこの損害を補償することはありません。
- ③ 補助事業の実施において、遵守すべき法令や必要な許可申請等は事業実施団体が責任をもって把握し、遵守してください。
- ④ 補助事業実施のために収集した個人情報、外部に漏れることのないよう、適切に管理してください。
- ⑤ データ等を引用する際には、出典元を明らかにするとともに、画像・動画における著作物の映り込みなど、著作権法その他の法律に抵触しないよう、事業実施団体が、関係機関等への確認や必要な手続等を行ってください。楽曲使用の場合も同様です。
- ⑥ イベント等に関する申込みや問合せ等の窓口は、事業実施団体となります。報道機関や一般市民からの問合せについては、原則として本市は対応いたしませんのでご注意ください。
- ⑦ 提出書類の作成及び提出等に必要となる費用は、申請団体の負担となります。また、提出された書類は返却いたしません。なお、申請等でお預かりした個人情報は、本補助事業に係る事務以外には使用しません。ただし、補助事業の開催情報については、市ホームページ等に記載することがあります。
- ⑧ チラシやパンフレット等を作成する場合には、「伊勢崎市環境まちづくり推進補助金」を活用した事業であることと原則として「いせさき GX」のロゴマークを記載してください（「3 補助事業者への支援」を参照。）。また、新聞やテレビの取材を受ける場合にも、「伊勢崎市環境まちづくり推進補助金」を活用した事業であることの周知にご協力ください。
- ⑨ 事業の内容に応じて、適切な安全対策を実施するとともに、必要に応じて保険に加入してください。なお、事業実施のために加入した保険に係る経費は、補助対象経費とします（「2（6）補助対象経費」を参照。）。
- ⑩ 本補助金の交付に関する手続、事業実施団体の負担する義務及びそれに対する市長の権限等に関する基本的な事項は、本手引きに定めるほか、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）及び伊勢崎市環境まちづくり推進補助金交付要綱に定めるものとします。

(2) 問合せ先

本補助金に関する事務についてのお問合せ及び申請書類等の提出は、伊勢崎市環境部環境政策課までお願いします。

〒372-0824

伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 管理棟2階

伊勢崎市 環境部 環境政策課（環境企画係）

電話：0270-27-2733（直通）

FAX：0270-27-5388

E-mail：kankyou-s@city.isesaki.lg.jp